国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau National Diet Library

論題 Title	民主主義のための教育—アメリカのシティズンシップ教育 の動向—		
他言語論題 Title in other language	Education for Democracy: Restoring Civics Education in the United States		
著者 / 所属 Author(s)	ローラー ミカ (LAWLER Mika) / 国立国会図書館調査及 び立法考査局主幹 総合調査室		
雑誌名 Journal レファレンス(The Reference)			
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局		
発行 Publisher	国立国会図書館		
通号 Number	834		
刊行日 Issue Date	2020-07-20		
ページ Pages	21-41		
ISSN	0034-2912		
本文の言語 Language 日本語(Japanese)			
摘要 Abstract	政治的分断と社会のデジタル化が進行するアメリカでシティズンシップ教育の再生へ向けた新しい動きが生じている。背景、特徴、先進的な州の立法動向を紹介し、問題と議論を整理する。		

- * この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰(めいせき)性等の観点からの審査を経たものです。
- * 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。



民主主義のための教育 一アメリカのシティズンシップ教育の動向—

国立国会図書館 調査及び立法考査局 主幹 総合調査室 ローラー ミカ

目 次

はじめに

- I 背景
- 1 シティズンシップ教育の衰退
- 2 政治的分断と学校における市民的な議論
- 3 不足するメディアリテラシー
- 4 若者の政治参加の動向
- Ⅱ シティズンシップ教育再生の動き
- 1 新たな取組
- 2 州別の概況
- Ⅲ 注目される州の立法動向
- 1 先駆的な動き
- 2 マサチューセッツ州シティズンシップ教育振興法
- IV 問題と議論
 - 1 シティズンシップ教育をめぐる論争とアクションシビックス
 - 2 メディアリテラシー教育への期待
 - 3 若者の投票率向上と学校の役割

おわりに

別表 マサチューセッツ州のシティズンシップ教育に関する法律(一般法第71章第2条)

キーワード:主権者教育、政治教育、メディアリテラシー教育、アクションシビックス

要旨

- ① アメリカでは、19世紀に公教育が始まった当初から、将来の市民として必要な知識、技能及び態度を育てるための教育――シティズンシップ(市民性)教育――は学校の重要な使命と考えられている。しかし、連邦法の下で英語と数学、加えて理科を重視する教育改革が進められてきた中で、シティズンシップ教育は、周辺的な位置付けとなりがちであると言われる。
- ② 一方、社会のあらゆる側面がデジタル技術によって支えられるようになり、また、政治的分断が進行する中で、学校における多様な視点に基づく議論の意義、メディアリテラシーの重要性、若者の政治参加の動向等が注目されるようになっている。こうした中、シティズンシップ教育の再生へ向けた新しい動きが生じている。
- ③ アメリカの動向の特徴として、各州の取組が、様々な民間の専門団体のイニシアティブ等に支えられて進んでいることを見て取ることができる。市民権取得の際のテストをハイスクールで導入する州の動き等がある一方、知識の習得にとどまらない、現実の問題への知識の活用も強調されるようになっている。
- ④ マサチューセッツ州では 2018 年の法律により、ハイスクール及びミドルスクールにおいて、全ての生徒が、生徒主体による、非党派的な内容での公民プロジェクトを行うことが必須となった。学校やコミュニティに関係する問題について、分析し、エビデンスに基づき論理的に考え、立場の異なる者と市民的に対話し、政策的関連を理解するといった能力を涵養(かんよう)することが意図されている。社会科のスタンダード(教育課程の基準)も改訂され、社会科の全教科についてシティズンシップ教育の要素が強化されるとともに、問いを立てて、情報源を検証し、エビデンスに基づく主張を行っていくこと等の学びの手法が示されている。
- ⑤ 若者の低い投票率などを背景に、ハイスクール在学中の若者の投票率を上げるための様々な取組が各州で実施されている。2020年は大統領選挙の年であり、若者の動向も注目されているが、新型コロナウイルスの社会経済、そして政治への影響は大きく、ミネソタ州の黒人男性死亡事件に端を発したデモの過激化など、アメリカの民主主義は大きな危機に瀕しているように見える。未曽有の事態の中、近年高まっていたシティズンシップ教育への関心が今後同じように継続するのか不透明である。

はじめに

アメリカでは、公教育(state education)が始まった当初から、将来の市民として必要な知識、技能及び態度を育てるための教育は学校の重要な使命と考えられている。しかし、こうしたシティズンシップ(市民性)教育——教科としては公民(civics)、政治(government)を中心にしながら、他の教科・教育活動とも関連して行われる——は、連邦法の下で英語と数学、加えて理科を重視する教育改革が進められてきた中で、周辺的な位置付けとなりがちであると言われる。一方、社会のあらゆる側面がデジタル技術によって支えられるようになり、また、政治的分断が進行する中で、学校における多様な視点に基づく議論の意義、メディアリテラシーの重要性、若者の政治参加の動向等が注目されるようになっている。こうした中、シティズンシップ教育の再生へ向けた新しい動きが生じている。

本稿では、シティズンシップ教育再生の動きの背景を概観した後、再生へ向けた新しい取組の特徴を整理し、全米各州での取組状況を確認する。続いて、注目される州の関連の立法動向を紹介し、最後に、シティズンシップ教育の在り方に関わる幾つかの問題を取り上げる。

I 背景

1 シティズンシップ教育の衰退

1983 年、レーガン(Ronald Reagan)政権のベル(Terrel H. Bell)教育長官の諮問による報告書「危機に立つ国家」(いが公表された。同報告書は、経済がグローバル化しアメリカの国際競争力について懸念が広まる中で、アメリカの停滞する公教育は国家への脅威であるとして、ハイスクールに至る初等中等教育の改革に取り組むこと、優れたスタンダード(教育課程の基準)に基づいた教育を行うことを各州(2)に促すものであった。さらに、1990 年代以降の連邦政権は、党派を問わず、この改革の全国展開を強力に推し進め、特に、ブッシュ(George W. Bush)政権下で2002年1月に成立した初等中等教育法改正法(No Child Left Behind Act of 2001, P.L.107-110, January 8, 2002)の影響は大きなものであった。この連邦法により、英語、数学、理科の州統一学力テストの実施、このテスト(英語、数学)の成績等で測る教育成果についての厳格なアカウンタビリティ(説明責任)が各州に課されている。2015年12月に法改正(Every Student Succeeds Act, P.L.114-95, December 10, 2015)があり、各州の裁量が拡大しているが、英語と数学、加えて理科が優先されているという位置付けは変わっていない(3)。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月5日である。

⁽¹⁾ David P. Gardner et al., A Nation at Risk: The Imperative for Educational Reform. An Open Letter to the American People. A Report to the Nation and the Secretary of Education, April 1983. ERIC Website https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED2260 06 pdf>

⁽²⁾ アメリカでは、教育に関する主たる権限は州及び学区 (School District) が有する。学区は、州の下に公立の初等中等教育制度を担当するために設置された地方政府であり、多くの学区は、カウンティ (郡) 等の一般の地方政府とは別に学校税の課税権限を認められている。

⁽³⁾ ローラーミカ「アメリカ初等中等教育法の改正―教育における連邦の役割―」『レファレンス』790号, 2016.11, pp.56-65. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10218783_po_079003.pdf?contentNo=1 なお、2015年改正法では、より広く豊かな教育体験を表す概念として「包括的教育(well-rounded education)」が提示され、それを構成する教科の中に「公民」「政治」などの社会科系教科も含まれている。Jan Brennan, "ESSA: Mapping opportunities for

一方、アメリカの公教育の歴史を振り返ると、19世紀にコモンスクール(common school)がマサチューセッツ州で設置された当初より、シティズンシップ教育はその重要な使命であると考えられてきた⁽⁴⁾。とりわけ、経験主義の教育学者デューイ(John Dewey)の思想の影響を受けた、学校運営への生徒の参画や生徒主体の様々な課外活動などは幅広く行われてきたとされる⁽⁵⁾。しかし、20世紀末の多くの学校の授業の実情は、教師の講義と教科書が中心であり、内容としては、愛国心、市民的伝統とアメリカの政治制度などが教えられてきたと言われている⁽⁶⁾。

そして、アメリカ全土で上述の教育改革が進められる中で、アカウンタビリティの対象となっていないシティズンシップ教育は、いよいよ周辺的な教科となっていった⁽⁷⁾。2012 年の連邦教育省の報告書には、シティズンシップ教育が「あまりにも多くの学校においてその主要なアカデミックな使命の不可欠な部分ではなく、付加的なものとなっており」、「多くの初等中等の学校は、公民とサービスラーニング⁽⁸⁾を脇へ押しやり、シティズンシップ教育について、生徒の大学レベルの数学、英語、その他の主要教科準備の妨げであるといった誤った扱いをしている」ことが言及されている⁽⁹⁾。

2 政治的分断と学校における市民的な議論

今日のアメリカの学校は、政治的な内容に関わる教育、立場の分かれる問題を取り上げる授業を党派的(partisan)でない形で行うことで、党派的、政治的な分断が進む現実の社会に向けて生徒を備えさせなければならないという「政治教育のパラドクス」を抱えていると言われる⁽¹⁰⁾。

アメリカにおいては、立場の分かれる時事問題を取り上げて議論する形の授業の効用等について研究が蓄積されつつある一方⁽¹¹⁾、実際に教室で論争的な問題を取り上げた授業を行うのは

civic education," *Education Trends*, April 2017, p.2. Education Commission of the States Website https://www.ecs.org/wp-content/uploads/ESSA-Mapping-opportunities-for-civic-education.pdf

- (4) Susan Douglas Franzosa, "Civic Education," J.J. Chambliss, ed., *Philosophy of Education: An Encyclopedia*, Routledge, 2013, p.80; Michael A. Rebell, *Flunking Democracy: Schools, Courts, and Civic Participation*, University of Chicago Press, 2018, p.16.
- (5) Peter Levine and Kei Kawashima-Ginsberg, *Civic Education and Deeper Learning* (Deeper Learning Research Series), Jobs for the Future, February 2015, p.5. ERIC Website https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED559676.pdf; "Civic Education," *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, First published Dec 27, 2007, substantive revision Aug 31, 2018. https://plato.stanford.edu/entries/civic-education/
- (6) Franzosa, op.cit.(4), p.82. むしろ 20 世紀半ばのハイスクールでは、「公民」「政治」以外に、「民主主義 (Problems of democracy)」が開講されており、公共政策課題の議論を行う授業が行われていたと言われる。 The Civic Mission of Schools, Carnegie Corporation of New York and Center for Information and Research on Civic Learning and Engagement (CIRCLE), 2003, p.14. ERIC Website https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED498891.pdf
- (7) Levine and Kawashima-Ginsberg, op.cit.(5), p.1; Rebell, op.cit.(4), p.17.
- (8) 教科指導と関連させたコミュニティサービス活動 (第Ⅳ章も参照)。
- (9) U.S. Department of Education, Office of the Under Secretary and Office of Postsecondary Education, *Advancing Civic Learning and Engagement in Democracy: A Road Map and Call to Action*, January 2012, p.1. https://www.ed.gov/sites/default/files/road-map-call-to-action.pdf
- (10) Diana E. Hess and Paula McAvoy, *The Political Classroom: Evidence and Ethics in Democratic Education*, Routledge, 2015, p.4.
- (11) David E. Campbell, "What Social Scientists Have Learned About Civic Education: A Review of the Literature," *Peabody Journal of Education*, vol.94 no.1, January 2019, p.37; Li-Ching Ho et al., "Teaching and Learning about Controversial Issues and Topics in the Social Studies: A Review of the Research," Meghan McGlinn Manfra and Cheryl Mason Bolick, eds., *The Wiley Handbook of Social Studies Research*, Wiley-Blackwell, 2017, pp.327-329; Hess and McAvoy, *ibid.*, pp.45-69.

容易ではなく、避けられる傾向があることが、従来指摘されてきた。この背景には、シティズンシップ教育の目的についての考え方が一様ではないこと⁽¹²⁾に加え、内容の偏向についての疑念、さらに、そもそも何が論争的な問題として取り上げられるべきなのかについて認識を共有することが難しい(特定の立場を固守する者から見れば、問題は「論争的」ではない。)ことなどが挙げられている⁽¹³⁾。また、テーマの取り上げ方に関して、特定の属性や社会層の生徒が議論の中で攻撃にさらされないか、授業が差別的な内容にならないかということも論点となっている⁽¹⁴⁾。

授業の中で論争的な問題を取り扱う際の手法に関しては、教師自身の意見の表明の是非が、 教師の表現の自由とも絡めて、論じられてきた⁽¹⁵⁾。教師が結論を押し付けず、生徒は様々な視 点を学び、自らの立場を形成するといったバランスの取れたアプローチ⁽¹⁶⁾は広く受け入れられ得 るものではあるが、多様な視点を偏りなく、批判を受けないように取り扱うのは容易ではない。

政治的分断が進行し、現実社会でもソーシャルメディアにおいても立場を同じくする者とのみ対話をしているような状況が広がる中で、学校において、相手の意見を理解すること、寛容になることを目的として、異なる立場の者と議論することはとりわけ有益なものとなり得る。しかし、教師にとって、特に、保護者の支持が得られない場合にはこうした授業の実施は難しい⁽¹⁷⁾。以前であれば問題とならなかったトピックも党派的であると見られがちであり、学校や教師は偏向しているのではないかとの批判にさらされやすくなっているという⁽¹⁸⁾。

3 不足するメディアリテラシー

現在は、社会のあらゆる側面がデジタル技術によって支えられるようになっている。そして、新しいメディアの発展により、若者は、社会、政治過程に影響を及ぼすこれまでにない機会を持つようになるとともに、一方で、信頼性が必ずしも高くない大量の情報に取り囲まれて生活するようになった。市民として正確な情報に基づいて社会、政治に参画していくためには、インターネットやソーシャルメディアの使い方を知っているだけでは不十分で、情報を識別することができるメディアリテラシー(19)が不可欠となっている。

2018年の調査によると、アメリカの10代の若者(13~17歳)の95%がスマートフォンを所持又は利用しており、88%が家庭においてデスクトップ又はラップトップのコンピュータを利用可能である。そして、45%はほぼ常時インターネットを使用、44%は1日数回使用している

⁽¹²⁾ 第Ⅳ章参照。

⁽¹³⁾ Diana E. Hess, "Controversies about Controversial Issues in Democratic Education," *Political Science & Politics*, vol.37 no.2, April 2004, pp.258-260.

⁽¹⁴⁾ Ellis Reid et al., "Politics, Partisanship, and Pedagogy: What should be Controversial in K-12 Classrooms?" Meira Levinson and Jacob Fay, eds., *Democratic Discord in Schools*, Harvard Education Press, 2019, pp.179-182; Tetyana Kloubert, "Bathroom Access for All: How to Educate Without Indoctrinating," *idem*, eds., pp.199-202.

⁽¹⁵⁾ Ellis Reid et al., "Talking out of Turn: Teacher Speech for Hire," Levinson and Fay, eds., *ibid.*, pp.241-245; Hess and McAvoy, *op.cit.*(10), pp.182-203.

⁽¹⁶⁾ Walter C. Parker, "Cultivating Judgement," Levinson and Fay, eds., ibid., pp.189-190; Hess, op.cit.(13), p.260.

⁽I7) Kei Kawashima-Ginsberg and Rey Junco, "Teaching Controversial Issues in a Time of Polarization," *Social Education*, vol.82 no.6, November/December 2018, pp.324-326. https://www.socialstudies.org/system/files/publications/articles/se_82 06323.pdf>

⁽¹⁸⁾ Levine and Kawashima-Ginsberg, op.cit.(5), pp.7-8; Hess and McAvoy, op.cit.(10), p.8.

⁽¹⁹⁾ メディアリテラシーの概念とメディアリテラシー教育については第Ⅳ章を参照。

という $^{(20)}$ 。しかしながら、こうした若者のインターネット上の情報の正確性を識別する能力は、極めて不十分であると考えられている。スタンフォード大学の研究グループがアメリカのハイスクールの生徒を対象に「オンライン上の市民的思考 (Civic Online Reasoning)」を調査し、2019 年 11 月に公表した報告書によると、信頼性のあるインターネット情報源とそうでないものを区別できた者は非常に限られていた。不正投票の証拠とされたビデオの真正性や一見信頼できそうな情報を提供する地球温暖化に関するウェブサイトの評価など与えられた 6 課題のいずれについても、的確に回答できた生徒は少なく、特に 4 課題については 9 割以上の生徒が不可 (no credit) という結果となった $^{(21)}$ 。

4 若者の政治参加の動向

アメリカにおいても、他の年齢層に比べ若者の投票率は低い $^{(22)}$ 。また、若者の間でも、学歴、人種等による社会層の違いで投票率に大きな格差があることが指摘されている $^{(23)}$ 。学歴については、投票率と密接な関係があると言われており、学歴が上がるほど高く、2018 年の中間選挙では、ハイスクール卒者の投票率が42.1%だったのに対し、四年制大卒者では、65.7%であった(連邦国勢調査局データ) $^{(24)}$ 。こうしたことを背景に、シティズンシップ教育のカリキュラム枠内で行われるものに限らず、学校を基盤として、ハイスクール段階から若者の投票率を上げるための取組が各州で実施されるようになっている(第 $\mathbb N$ 章参照)。

若者の投票率は、直近では上昇傾向に転じ、同局データによると、2018年の中間選挙の18歳から29歳の投票率は35.6%であり、2014年の19.9%からに大幅に上昇した。2018年は、若者に限らず、全世代で投票率は上昇しているが、この世代の上昇が最も大きい(25)。

若者の投票率の上昇は、2018年2月のフロリダ州パークランドのハイスクールでの銃撃事件に端を発した、若者による抗議活動の活発化と軌を一にしていることも指摘されている⁽²⁶⁾。 2020年大統領選挙の民主党予備選挙でのサンダース(Bernie Sanders)上院議員を支持する若者の動きも注目されたが⁽²⁷⁾、各地でのシティズンシップ教育再生の動きの背景に、こうした若者

⁽²⁰⁾ Monica Anderson and Jingjing Jiang, *Teens, Social Media & Technology 2018*, Pew Research Center, May 2018, pp.7-8. https://www.pewinternet.org/wp-content/uploads/sites/9/2018/05/PI_2018.05.31_TeensTech_FINAL.pdf

⁽²¹⁾ Joel Breakstone et al., *Students' Civic Online Reasoning: A National Portrait*, Stanford History Education Group and Gibson Consulting, November 14, 2019, pp.14-17. https://stacks.stanford.edu/file/druid:gf151tb4868/Civic%20Online%20 Reasoning%20National%20Portrait.pdf>

Jordan Misra, "Behind the 2018 U.S. Midterm Election Turnout: Voter Turnout Rates Among All Voting Age and Major Racial and Ethnic Groups Were Higher Than in 2014," April 23, 2019. U.S. Census Bureau Website https://www.census.gov/library/stories/2019/04/behind-2018-united-states-midterm-election-turnout.html

⁽²³⁾ Kei Kawashima-Ginsberg, "The Future of Civic Education," *State Education Standard*, vol.16 no.3, September 2016, p.14. National Association of State Boards of Education Website https://nasbe.nyc3.digitaloceanspaces.com/2016/09/Future-of-Civic-Education September-2016-Standard.pdf

⁽²⁴⁾ Misra, op.cit.(22)

²⁵⁾ *ibid*. なお、別の調査において、2018 年に 18 歳及び 19 歳の 23% が投票したとされている(この調査では 2018 年の 18 歳から 29 歳の投票率は 28% とされている。)。"Youth Turnout Among Teens Shows Need for Growing Voters," September 19, 2019. CIRCLE Website https://circle.tufts.edu/latest-research/youth-turnout-among-teens-shows-need-growing-voters

²⁶⁾ Stephen Sawchuk, "The Data are In: Teenage Voting Hit 'Historic' High in 2018 Midterms," *Teaching Now*, August 13, 2019. Education Week's blogs.

²⁷⁾ Randall Lane「サンダースは「社会主義」の再定義に成功 資本主義支持の若者は 4 割」『Forbes Japan』2020.3.11. https://forbesjapan.com/articles/detail/32907>

の社会・政治運動への参画の動向も存在している(28)。

Ⅱ シティズンシップ教育再生の動き

以下ではシティズンシップ教育再生へ向けた動向を見ていくが、本章では、近年のシティズンシップ教育の主だった新たな取組と全米の状況(州別)を整理し、次章において先進的な州の立法動向を紹介する。なお、アメリカの特徴として、各州の取組が、様々な民間の専門団体のイニシアティブ等に支えられて進んでいることを見て取ることができる。

1 新たな取組

(1) シティズンシップ教育の実証済みの手法

「シティズンシップ教育の実証済みの手法(Proven Practices in Civic Learning)」(以下「実証済みの手法」という。)は、2003 年に公表された「6つの有望な手法(six promising approaches)」⁽²⁹⁾をもとに、2011 年、シティズンシップ教育関係団体により刊行された報告書「民主主義の守護者:学校の市民的使命(Guardian of Democracy: The Civic Mission of Schools)」において提示されたものである $^{(30)}$ 。この「実証済みの $^{(31)}$ 手法」は、次に(2)で紹介する $^{(2)}$ で紹介する $^{(3)}$ として使用される目的で取りまとめられたものではない。しかし、実際には、少なくない州のスタンダードが「実証済みの手法」を取り入れた内容になっていると考えられている(本章第 2 節参照)。

この報告書において、質の高いシティズンシップ教育は、市民的知識(civic knowledge)、市民的技能(civic skills)及び市民的態度(civic disposition)を向上させるものであり、「実証済みの手法」とは、①教師による授業、②時事及び論争的問題の議論、③サービスラーニング、④課外活動、⑤学校運営への参画、⑥民主主義の過程の模擬体験の6つを指している⁽³²⁾。

さらに、近年の動向を踏まえ、「実証済みの手法」の報告書刊行協力者の1つであるタフッ大学のCIRCLE (Center for Information and Research on Civic Learning and Engagement) の前所長レヴィン (Peter Levin) と現所長のカワシマ= ギンズバーグ (Kei Kawashima-Ginsberg) は、2017年、シティズンシップ教育に関するサミット会合において、この6つの手法に補足・付加する形で、

⁽²⁸⁾ Alan Singer, "How schools can and should respond to student activism," *Phi Delta Kappan*, vol.100 no.7, April 2019, pp.62-66.

⁽²⁹⁾ The Civic Mission of Schools, op.cit.(6), pp.6, 22.

⁽³⁰⁾ Jonathan Gould et al., eds., Guardian of Democracy: The Civic Mission of Schools, Campaign for the Civic Mission of Schools, 2011. Carnegie Corporation of New York Website https://production-carnegie.s3.amazonaws.com/filer_public/ab/dd/abdda62e-6e84-47a4-a043-348d2f2085ae/ccny_grantee_2011_guardian.pdf ペンシルベニア大学の Leonore Annenberg Institute for Civics of the Annenberg Public Policy Center、タフツ大学の Center for Information and Research on Civic Learning and Engagement (CIRCLE)、American Bar Association Division for Public Education(アメリカ法曹協会)、National Conference on Citizenship の協力を得て、Campaign for the Civic Mission of Schools により刊行された。

^{(31) 「}実証済みの手法」のエビデンスについては、こうした教育手法が適切に行われた場合に効果があることは相当程度実証されている一方、無作為割付 (random assignment) 等による厳格な実験方法が用いられた場合には、シティズンシップ教育以外の要素が主因であることが示される可能性もあると指摘されている。また、ノートルダム大学政治学部長キャンベル (David E. Campbell) は、シティズンシップ教育研究文献のレビューを行い、シティズンシップ教育の効果に関するデータと厳格な方法による研究は現在までのところ限定的であることを指摘している。Levine and Kawashima-Ginsberg, *op.cit.*(15), pp.11-12; Campbell, *op.cit.*(11), pp.32-44.

⁽³²⁾ Gould et al., eds., op.cit.(30), pp.16-18, 26-34.

ニュースメディアリテラシー教育、アクションシビックス (action civics) (33) 等の 4 つがシティズンシップ教育に関する研究及び手法の最近の潮流であることを指摘している (表 1 参照) (34)。

表 1 効果的なシティズンシップ教育のための6つの実証済みの手法と4つの追加事項

事項名	説明			
①教師による授業	公民、政治等の教科指導			
②議論	時事問題、立場の分かれる問題に関する議論			
③サービスラーニング	教科指導と関連させたコミュニティサービス活動			
④課外活動	様々な集団活動			
⑤学校運営	生徒会活動等			
6模擬体験	模擬投票、模擬議会等			

追加事項

- ・ニュースメディアリテラシー教育
- ・アクションシビックス
- ・社会性と感情の教育(ソーシャルエモーショナルラーニング)
- ・学校風土 (学習環境) 改革

(出典) Guardian of Democracy: The Civic Mission of Schools, Campaign for the Civic Mission of Schools, 2011, pp.26-34. Carnegie Corporation of New York Website https://production-carnegie.s3.amazonaws.com/filer_public/ab/dd/abdda62e-6e84-47a4-a043-348d2f2085ae/ccny_grantee_2011_guardian.pdf; Peter Levine and Kei Kawashima-Ginsberg, The Republic is (Still) at Risk — and Civics is Part of the Solution: A Briefing Paper for the Democracy at a Crossroads National Summit, September 21, 2017, pp.4-5. CivXNow Website https://www.civxnow.org/static/media/SummitWhitePaper.fc2a3bb5.pdf を基に筆者作成。

シティズンシップ教育の在り方をめぐっては、党派的な立場とも関連した形で、制度に関する知識教育を中心と考えるのか、体験的側面を重視するのか、研究者等の間で考え方が分かれている⁽³⁵⁾。この対立のある状況下において、「実証済みの手法」は知識を重視しつつ、論争的な問題の議論、サービスラーニング等を含んだ、包括的な内容となっていると言えよう。

(2) 社会科スタンダードのための C3 フレームワークと「問いの軌跡 (inquiry arc)」

「州社会科スタンダードのための C3 フレームワーク (College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards.)」(以下「C3 フレームワーク」という。)は、全米州教育長協議会 (Council of Chief State School Officers) と 15 の専門団体が策定に関与し、全米社会科協議会 (National Council for the Social Studies)から 2013 年に公表されている。C3 フレーム

⁽³³⁾ 生徒が身近なコミュニティ等の問題を調べて、行動し、そして考えるという一連の過程を通して市民として振る舞い、市民としての、特に政治に関わる効果的な行動の原理を深く学ぶという手法。詳しくは第Ⅳ章参照。 Meira Levinson, "Action Civics in the Classroom," *Social Education*, vol.78 no.2, March/April 2014, p.68. https://www.socialstudies.org/publications/socialeducation/march-april2014/action civics in the classroom>

⁽³⁴⁾ Peter Levine and Kei Kawashima-Ginsberg, *The Republic is (Still) at Risk — and Civics is Part of the Solution: A Briefing Paper for the Democracy at a Crossroads National Summit*, September 21, 2017, pp.4-5. CivXNow Website https://www.civxnow.org/static/media/SummitWhitePaper.fc2a3bb5.pdf; "Summit." *idem* https://www.civxnow.org/summit

⁽³⁵⁾ 第Ⅳ章参照。

ワークは、州がそれぞれのスタンダードを改訂する際の指針となるように意図されているが、それ自体が各州のスタンダードに取って代わるものではない。また、学習内容のスタンダード (コンテントスタンダード) やカリキュラムは州や学区で異なっていることから、C3 フレーム ワークは、具体的な学習内容を規定するのではなく、これらの学習内容を組織する際のフレームワーク (枠組み) として機能するよう策定されている (36)。

具体的には、社会科各教科(公民、経済、地理、歴史)の学びを、①問題設定、②教科固有のツールと概念の活用、③情報源の評価とエビデンスの利用、④結論の共有と情報に基づく行動という、相互に連動しあう4つの次元の中に位置付け、組織化するというものである。この構造を「問いの軌跡」と呼ぶ(表2参照)⁽³⁷⁾。

スタンダード改訂の際に C3 フレームワークを活用している州は 20 を超えているとされている。具体例として第Ⅲ章の表 6 にマサチューセッツ州の新しいスタンダードの関連箇所を訳出している⁽³⁸⁾。

第1次元		第2次元	第3次元	第4次元		
	問題を設定し、問いを立て	教科(公民・経済・地理・	・情報源を収集し評価する	・結論を共有し論評する		
	る	歴史) 固有のツールと概念	・主張を形成しエビデンス	・情報に基づく行動をとる		
		を活用する	を利用する			

表2 C3フレームワークの構造(「問いの軌跡」)

(3) AP 政治コースの改訂

AP (アドバンストプレースメント) コースは、アメリカの大学入試 SAT を実施している非営利団体カレッジボードが運営する Advanced Placement Program[®]というプログラムに基づく授業で、全米各地のハイスクールにおいて実施されている。AP 試験で所定の成績を収めると、多くの大学において、大学入学後の単位として換算することが認められている⁽³⁹⁾。

2018 年、AP 政治コース(AP U.S. Government and Politics Course)の改訂が行われた。独立宣言や合衆国憲法を含む一次資料及び重要判例の読解と議論が重視されるようになるとともに、アカデミックな知識の習得にとどまらない、知識の活用が強調されることになった。また、コー

⁽出典) National Council for the Social Studies, *The College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards: Guidance for Enhancing the Rigor of K-12 Civics, Economics, Geography, and History*, 2013, p.12. https://www.socialstudies.org/sites/default/files/c3/C3-Framework-for-Social-Studies.pdf を基に筆者作成。

⁽³⁶⁾ National Council for the Social Studies, *The College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Social Studies State Standards: Guidance for Enhancing the Rigor of K-12 Civics, Economics, Geography, and History*, 2013, pp.6-7, 29. https://www.socialstudies.org/sites/default/files/c3/C3-Framework-for-Social-Studies.pdf; Council of Chief State School Officers, *Vision for the College, Career, and Civic Life (C3) Framework for Inquiry in Social Studies State Standards: Guidance for States to Use in Enhancing Their Standards for Rigor in Civics, Economics, Geography, and History in K-12 Schools*, 2012. ERIC Website https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED542755.pdf

⁽³⁷⁾ National Council for the Social Studies, *ibid.*, pp.17-19.

⁽³⁸⁾ マサチューセッツ州の例は 4 次元ではないが、問いの軌跡の考え方に基づいており、C3 フレームワークの導入例とされている。Michael Hansen et al., *The 2018 Brown Center Report on American Education: How Well are American Students Learning?* Brown Center on Education Policy at Brookings, June 2018, pp.20-22, 30. https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2018/06/2018-Brown-Center-Report-on-American-Education_FINAL1.pdf; Levine and Kawashima-Ginsberg, *op.cit.*(34), p.25.

^{(39) &}quot;AP at a Glance." College Board Website https://apcentral.collegeboard.org/about-ap/ap-a-glance

スの学習内容を現実に起こっている問題に応用して取り組むプロジェクトの実施も課されることになった。教師が党派的な内容のプロジェクトを生徒に課すことは禁じられるが、生徒が自ら選択することは許容されている。なお、プロジェクト課題の評価は、AP試験の成績には含まれない⁽⁴⁰⁾。カレッジボードが例示しているプロジェクトを表3に示した。

表3 AP政治コースのプロジェクト例

概要	成果物					
政治原理に係る問題に関する見 解の形成	課題、選択肢、提案を記した展示を制作し、教室、校内又は地域の政治科学イベントで共有する。提案等を説明する書簡を選出議員に送る。					
政治、政策に関する世論の分析	調査データを視覚的に表示し、調査結果と提案をふさわしい機関(例:教育委員会)に提出する。					
政治問題に関するメディアリテ ラシープロジェクト	多様なメディアが特定のトピックをどう報じているか調査し、同級生向けのメ ディアリテラシーガイドを制作、賢明なメディア利用について提案する。					
地域の市民活動への参画	公開会合(教育委員会、市議会、地方政府の会合、学校で開催された政治家や識者のフォーラム等)に参加し、見解を述べる。パブリックコメントに意見を提出する。校内新聞、地元紙、ブログやオンラインフォーラムに投稿する。					
政策課題について地方議員への ロビー活動	エビデンスに基づく論点一覧を作成し、議員と会って資料を渡す。説明用パン フレットを作成する。					
選挙時期の選挙コンサルタント 模擬体験	データに基づく戦略を示した選挙公約を作成し、教師又は同級生のインタビュー を受ける。					
模擬議会体験(州又は全米の模 擬議会コンテストを含む。)	法案説明演説を行い、質問に対しエビデンスに基づく回答を行う。					
市民活動キャンペーンの企画	政策課題と関係団体を調査し、政策実現メモを作成する。情報提供又は説得の ためにブログ、ユーチューブビデオ、ラジオコマーシャルを制作する。					
サービスラーニングプロジェク トの企画と参加	当該プロジェクトとコース内容の関連について記述した論考を執筆し、新聞、ブログ、雑誌、学校ウェブサイトなどで公表する。					
地元コミュニティの政治の調査	地方紙誌、ウェブサイトの記事を収集し、地方政府活動の意義と影響を分析して ファイルを作成する。					

(出典) College Board, $AP^{\text{@}}$ U.S. Government and Politics: Course and Exam Description, Effective Fall 2019, pp.134-137. https://apcentral.collegeboard.org/pdf/ap-us-government-and-politics-course-and-exam-description.pdf を基に筆者作成。

(4) 市民権テスト

知識偏重からの脱却を進める改革の動きがある一方、アメリカ市民権取得の際のテストをハイスクールで課す動きが州の間で広がっている。

これは、シティズンシップ教育関係の民間団体ジョー・フォス・インスティテュート(Joe Foss Institute)が 2014 年に開始したシティズンシップ教育イニシアティブ(Civics Education Initiative)をきっかけとするもので、このイニシアティブは、各州に対し、ハイスクールの卒業要件として公民の学力テストを課すことを求めている。とりわけ、この学力テストとして、連邦移民局(U.S. Citizenship and Immigration Services)による移民が市民権取得の際に受験するテ

⁽⁴⁰⁾ Andrea Gabor, "Bring Back High School Civics (With a Twist): Kudos to the College Board for reviving interest in a neglected subject, and for promoting student activism," *Bloomberg Opinion*, September 17, 2019. https://www.bloomberg.com/opinion/articles/2019-09-17/high-school-civics-is-on-the-way-back-with-a-twist; College Board, $AP^{(R)}$ U.S. Government and Politics: Course and Exam Description, Effective Fall 2019, pp.131-132. https://apcentral.collegeboard.org/pdf/ap-us-government-and-politics-course-and-exam-description.pdf; "AP U.S. Government and Politics: About the 2018-19 Redesign." College Board Website https://apcentral.collegeboard.org/courses/ap-united-states-government-and-politics/redesign-launching-fall-2018>

スト (市民権テスト) $^{(41)}$ を課すことを提案して、各地の州議会にロビー活動を行い、20 近くの州で法制化がなされている $^{(42)}$ (表 4 参照)。

表4 ハイスクールに市民権テストを導入した州

州名	法案番号	成立年	概要
アラバマ	SB32	2017	市民権テストの 100 問、60 問以上正解で合格
アリゾナ	HB2064	2015	市民権テストの 100 問、60 問以上正解で合格
アーカンソー	HB1539	2017	市民権テストの 100 問、60 問以上正解で合格
アイダホ	SB1071	2015	市民権テスト又は代替手段
ケンタッキー	SB159	2017	市民権テストの 100 問、60 問以上正解で合格
ルイジアナ	SB283	2015	市民権テストに基づくテスト
ミネソタ	HF2749	2016	市民権テストから 50 問、30 問以上正解で合格
ミズーリ	HB1646	2016	市民権テスト類似の 100 問
モンタナ	SB242	2017	市民権テストの 100 問、70 問以上正解で合格
ネバダ	SB322	2017	市民権テストから最低 50 問
ニューハンプシャー	SB157	2016	独自の政治・公民テスト又は市民権テスト
ノースダコタ	HB1087	2015	市民権テストの 100 問、70 問以上正解で合格
ペンシルベニア	HB564	2018	独自の政治・公民テスト又は市民権テスト
サウスカロライナ	S437	2015	市民権テストの 100 問
テネシー	HB0010	2015	市民権テストから最低 50 問、70% 以上正解で合格(HB1016 (2019)により改正)
ユタ	SB0060	2015	市民権テストの 50 問、35 問以上正解で合格
ウェストバージニア	HB3080	2017	市民権テスト又は類似のテスト
ウィスコンシン	SB21	2015	市民権テストの 100 間、65 間以上正解で合格(AB64 (2017)により改正)

(出典)Kristina F. Brezicha and Dana L. Mitra, "Should We Be Testing Civics? Examining the Implications of the Civic Education Initiative," *Peabody Journal of Education*, vol.94 no.1, January 2019, p.71; Jan Brennan and Hunter Railey, "The Civics Education Initiative 2015-17," *Education Trends*, September 2017, pp.4-5. Education Commission of the States Website https://www.ecs.org/wp-content/uploads/The-Civics-Education-Initiative-2015-2017.pdf 及び各州法を基に筆者作成。

このイニシアティブの意図は、シティズンシップ教育が危機的状況にあることについての認識を広め、また、市民として必要な知識を生徒に習得させることとされている⁽⁴³⁾。イニシアティブの当事者や支持者は、上述した「実証済みの手法」や C3 フレームワークに示されているような包括的な学びをこれにより代替しようとしているわけではない。しかし、「議論の余地はあるかもしれない⁽⁴⁴⁾が非常に簡単」、「小学校の卒業試験にふさわしい」と評されることもあるような市民権テストが、このイニシアティブを受けて各地で急速に広がりを見せる中で、シティズンシップ教育の目的、在り方についての誤解を広めている等として、批判する声も少な

^{(41) 「}国の最高法規は何か」、「三権の1つを答えよ」などの市民権テストの全問題(100問)及び回答はインターネットで公開されている。U.S. Citizenship and Immigration Services, "Civics (History and Government) Questions for the Naturalization Test." https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Office%20of%20Citizenship/Citizenship%20Resource%20Center%20Site/Publications/100q.pdf

⁽⁴²⁾ Kristina F. Brezicha and Dana L. Mitra, "Should We Be Testing Civics? Examining the Implications of the Civic Education Initiative," *Peabody Journal of Education*, vol.94 no.1, January 2019, p.64.

^{(43) &}quot;Civics Education Initiative: 100 Facts Every High School Student Should Know." Civics Education Initiative Website http://civicseducationinitiative.org/

^{(44) 18} 歳以上のアメリカ人を対象とした 2019 年の調査によると、三権を全て挙げることができたのは 39%、2 つが 14%、1 つが 25%、1 つも挙げられなかった者が 22% であった。また、2018 年に公表された別の調査では、市民権 テストに合格できるアメリカ人は 3 分の 1 に過ぎないとされている。 "Americans' Civics Knowledge Increases But Still Has a Long Way to Go," September 12, 2019. Annenberg Public Policy Center of the University of Pennsylvania Website https://www.annenbergpublicpolicycenter.org/americans-civics-knowledge-increases-2019-survey/; "National Survey Finds Just 1 in 3 Americans Would Pass Citizenship Test," October 3, 2018. Woodrow Wilson National Fellowship Foundation Website https://woodrow.org/news/national-survey-finds-just-1-in-3-americans-would-pass-citizenship-test/

からずある⁽⁴⁵⁾。

2 州別の概況

各州のシティズンシップ教育の現況について、複数の民間調査をもとに、ハイスクールでの必履修状況、前節で取り上げた「実証済みの手法」等に関する内容の各州スタンダード等における記載の有無、州スタンダードへの C3 フレームワークの活用状況及び AP 政治コースの成績を表 5 に整理した。

必履修状況については、36 州(ワシントン D.C. を含む。)で「公民」や「政治」が必履修とされている。ただし、これらが必履修と規定されていない州においても何らかの社会科は必履修であり、「公民」「政治」が選択必履修とされていたり、他の社会科科目の中にこうした内容を含むことが規定されていたりすることに留意が必要である $^{(46)}$ 。

スタンダード改訂の際に C3 フレームワークを活用している州は半数近い (前述)。一方、「実証済みの手法」の導入状況については、時事問題等の議論は各州のスタンダード等で言及されており、ニュースメディアリテラシーも 40 州 (ワシントン D.C. を含む。)で、模擬体験は 30 州近くで取り入れられている。一方、サービスラーニングに言及する州は限定的である。ただし、これらは州のスタンダードにこうした特定の用語の記載があるものを挙げたのみであるため、この用語を使用していない州でも実際には導入されている場合があり得る (47)。別の調査となるが、コミュニティサービスを導入しているとする州はかなり存在している (48)。

AP コースの大学での単位認定の可否は各大学の責任で決定されるものであるが、5 段階の成績スコアのうち、多くの大学は3 又はそれ以上を課していると言われている⁽⁴⁹⁾。AP 政治コースの成績 (州ごとの受験者の平均点)が3以上の州は、11 州あった⁽⁵⁰⁾。なお、AP コースはいわゆる上級コースであり、ハイスクールの生徒全般の成績状況を示すものではない⁽⁵¹⁾。

⁽⁴⁵⁾ Alia Wong, "Why Civics Is About More Than Citizenship," *Atlantic*, September 17, 2015. https://www.theatlantic.com/education/archive/2015/09/civic-education-citizenship-test/405889/; Brezicha and Mitra, *op.cit.*(42), pp.66-74.

^{(46) &}quot;Data: Most States Require History, But Not Civics," *Education Week*, October 23, 2018. https://www.edweek.org/ew/section/multimedia/data-most-states-require-history-but-not.html; Alyssa Rafa et al., "50-State Comparison: Civic Education Policies," December 2016. Education Commission of the States Website https://www.ecs.org/citizenship-education-policies/

⁽⁴⁷⁾ Hansen et al., op.cit.(38), pp.20-21.

⁽⁴⁸⁾ Ashley Jeffrey and Scott Sargrad, "Strengthening Democracy With a Modern Civics Education," December 14, 2019. Center for American Progress Website https://www.americanprogress.org/issues/education-k-12/reports/2019/12/14/4787 50/strengthening-democracy-modern-civics-education/>

⁽⁴⁹⁾ College Board, op.cit.(40), pp.2-3.

⁽⁵⁰⁾ Jeffrey and Sargrad, op.cit.(48)

⁽⁵¹⁾ シティズンシップ教育が危機的状況にあると言われる場合の定量指標としては、しばしば連邦教育省の米国教育統計センター(National Center for Education Statistics)が実施する全米学力調査(National Assessment of Educational Progress: NAEP)の「公民」の成績が習熟(proficient)レベルに達している生徒が4分の1に満たないことが取り上げられている。しかし、近年は予算削減の影響を受けて「公民」調査の実施対象はハイスクール入学前の第8学年のみとなっており、また州別データは出されていない。Sam Dillon, "Failing Grades on Civics Exam Called a 'Crisis'," New York Times, May 4, 2011; "NAEP Report Card: Civics, Achievement-Level Results." Nation's Report Card Website https://www.nationsreportcard.gov/civics/results/achievement/; "Closed Sessions: NAEP Assessment Schedule and Budget," National Assessment Governing Board, May 16-18, 2019, pp.6, 8. https://www.nagb.gov/content/nagb/assets/documents/what-we-do/quarterly-board-meeting-materials/2019-05/08-naep-assessment-schedule-and-budget.pdf

表5 各州のシティズンシップ教育の状況

州名	必履修	期間(年)	時事問題 の議論	SL	CS	模擬体験	NML	C3 フレー ムワーク	APスコア
アラバマ	0	0.5	0	0			0		2.25
アラスカ	_		0					_	2.66
アリゾナ	0	0.5	0				0	0	2.88
アーカンソー	0	0.5	0		0		0	0	3.04
カリフォルニア	0	0.5	0	0		0	0	0	2.64
コロラド	0	1	0	0			0	0	2.76
コネチカット	0	0.5	0		0		\circ	0	2.99
デラウェア フロリダ		0.5	0		0			0	2.75
	0	0.5	0		0		0		2.58
ジョージア ハワイ	0	0.5-1	0		0		0	0	2.86 2.62
アイダホ	0	1	0				0		2.02
イリノイ	0	0.5	0		0		\circ		2.83
インディアナ	0	0.5					0		2.69
アイオワ	0	0.5					\circ		2.82
カンザス	0	0.5	0				0	0	2.97
ケンタッキー		0.0	Ö						2.72
ルイジアナ	0	0.5	Ö				\circ		2.25
メイン			0	\circ					2.79
メリーランド	0	1	0		0		\circ	0	3.00
マサチューセッツ	0		0			0	0	0	3.03
ミシガン	0	0.5	0	\bigcirc			\circ		2.85
ミネソタ			0		0		\circ		3.01
ミシシッピ			0	\circ			\circ		1.96
ミズーリ	0	0.5	0		0			0	2.73
モンタナ			0			0	0		2.85
ネブラスカ			0	\circ			\circ		2.51
ネバダ	0	1	0		0		\circ		2.59
ニューハンプシャー	0	0.5	0		0				3.11
ニュージャージー			0	0	0	0	0	0	3.16
ニューメキシコ	0	0.5	0						1.94
ニューヨーク	0	0.5	0				0	0	2.82
ノースカロライナ	0	1	0	\circ			0		2.78
ノースダコタ	0	0.5-1	0		0		0		2.65
オハイオオクラホマ	0	0.5	0	0	0	0	0		2.88
オレゴン		0.5	0						2.53
ペンシルベニア			0				\circ		2.83
ロードアイランド			0				\circ		2.65
サウスカロライナ	0	0.5					0 0 0		2.03
サウスダコタ	0	0.5	0		0	 	0		3.27
テネシー	0	0.5			0		$\tilde{\circ}$		2.62
テキサス	Ö	0.5					0		2.71
ユタ	Ö	0.5	Ö				Ö	0	3.11
バーモント			0000				Õ		3.30
バージニア	0	1	Ō			0	0	0	3.02
ワシントン			0		0			0	2.99
ウェストバージニア	0	1	0	\circ	0		\circ	0	2.45
ウィスコンシン			0						3.01
ワイオミング	0	1					\bigcirc		2.51
ワシントン D.C.	0	0.5	0		0		\circ		2.39

⁽注)「必履修」はハイスクールでの「公民」「政治」の必履修状況。ワシントン州は 2020 年度から必履修化予定。「期間」は通常 1 年を 1 単位とし、毎日 1 時限、年間を通して受講する (0.5 年は 0.5 単位)。「SL」はサービスラーニング、「CS」はコミュニティサービス、「NML」はニュースメディアリテラシーを示す。「AP スコア」は、AP 政治コースの州ごとの受験者の平均点 (2019 年) である。

⁽出典) "Data: Most States Require History, But Not Civics," *Education Week*, October 23, 2018. https://www.edweek.org/ew/section/multimedia/data-most-states-require-history-but-not.html; Michael Hansen et al., *The 2018 Brown Center Report on American Education: How Well are American Students Learning*? Brown Center on Education Policy at Brookings, June 2018, pp.20-21. https://www.brookings.edu/wp-content/uploads/2018/06/2018-Brown-Center-Report-on-American-Education_FINAL1.pdf; Ashley Jeffrey and Scott Sargrad, "Strengthening Democracy With a Modern Civics Education," December 14, 2019. Center for American Progress Website https://www.americanprogress.org/issues/education-k-12/reports/2019/12/14/478750/strengthening-democracy-modern-civics-education/ を基に筆者作成。「必履修」「期間」は各出典資料に記載があるが、筆頭資料に依拠した。

Ⅲ 注目される州の立法動向

現在のシティズンシップ教育再生の動きの中で、優良事例として言及されてきているのがフロリダ州とイリノイ州である。本章では、この2州を先駆的な取組として紹介した後、近年の動向の1つの到達点とも目されるマサチューセッツ州の新しい法律とスタンダードを取り上げることにする。

1 先駆的な動き

2010 年 5 月 11 日にサンドラ・デイ・オコナー・シティズンシップ教育法(Justice Sandra Day O'Connor Civics Education Act, CS/HB 105) $^{(52)}$ が成立したフロリダ州は、シティズンシップ教育 改革の動きの先駆者としてしばしば言及されてきた。アメリカでは従来、正式な教科としての 公民はハイスクールで行われるのが一般的であるとされるが、この法律により、ミドルスクール(中学校)においても義務化された。教科内容に沿った、公民の学力テストも義務化され、成績結果は学校評価にも影響することが規定されている $^{(53)}$ 。

イリノイ州では、2015 年 8 月 21 日、ハイスクールの公民教育を拡充するための法律(HB 4025)が成立した。有能で責任ある市民となるための技能、知識、態度を習得させるため、独立した教科公民が必履修となること、教科内容には、政治制度、時事及び論争的問題に関する議論、サービスラーニング、民主主義の過程の模擬体験を含むことが規定されている。さらに、この法律の意図に沿う形で、2016 年 1 月、州教育委員会によりスタンダード改訂が実施された。新しい社会科のスタンダードは、C3 フレームワークに基づいている (54)。

さらに、イリノイ州では 2019 年 8 月 9 日にも立法が行われ(HB2265)、第 6、第 7 又は第 8 学年(ミドルスクールレベル)においても公民が必履修となった。2020 年度から開始されることになっている $^{(55)}$ 。

2 マサチューセッツ州シティズンシップ教育振興法

2018 年 11 月 8 日、マサチューセッツ州で、シティズンシップ教育を振興するための法律 (S2631) が超党派の合意を得て成立した。この法律の成立及びスタンダード改訂に際しては、 ジェネレーションシティズン (Generation Citizen)、メディアリテラシーナウ (Media Literacy Now) $^{(56)}$ などの民間関係団体や研究機関等から成るシティズンシップ教育連盟 (Massachusetts

⁽⁵²⁾ サンドラ・デイ・オコナー (Sandra Day O'Conner) は元連邦最高裁判所判事。2006 年に退任した後、Campaign for the Civic Mission of Schools(前掲注30)参照)の共同委員長を務め、また、シティズンシップ教育のためのオンライン ゲーム等を提供する iCivics を設立するなど、シティズンシップ教育に尽力していることで知られる。「女性実力者の 系譜―政府における女性の役割「サンドラ・デイ・オコナー」」 American Center Japan ウェブサイト https://americance nterjapan.com/aboutusa/translations/4919/>; "Our Founder." iCivics Website https://www.icivics.org/our-founder

⁽⁵³⁾ Levine and Kawashima-Ginsberg, *op.cit*.(34), pp.12-14; Stephen Sawchuk, "How 3 States Are Digging In on Civics Education," *Education Week*, June 26, 2019. https://www.edweek.org/ew/section/multimedia/how-3-states-are-digging-in-on.html

⁽⁵⁴⁾ Kawashima-Ginsberg, op.cit.(23), pp.16-18.

^{(55) &}quot;Illinois Civics Mandate Guidance Document Grades 6-8," September 2019. Illinois State Boad of Education Website https://www.isbe.net/Documents/Guidance-Doc-Civics-MS.pdf

⁽⁵⁶⁾ ジェネレーションシティズン及びメディアリテラシーナウについては第Ⅳ章を参照。

Civic Learning Coalition) の精力的な関与があったとされている(57)。

この法律により、ハイスクール及び第8学年(ミドルスクールレベル)において、少なくとも1つ、全ての生徒が、生徒主体による、非党派的な内容での公民プロジェクトを行うことが必須となった。プロジェクトは、一人、小グループ、又はクラス単位で行うものでもよい。学校やコミュニティに関係する問題等について、分析し、エビデンスに基づき論理的に考え、立場の異なる者と市民的に対話し、政策的関連を理解するといった能力を涵養(かんよう)することが意図されている(58)。この法律により改正されたマサチューセッツ州法の上記内容にかかる条文(59)を末尾に別表として訳出した。

このほか、この法律では、貧困地域の学区等が上記の内容を履行する際の教師の研修支援その他の目的にあてることができる「公民プロジェクトトラストファンド」を設置すること、ハイスクールの生徒の有権者登録、事前登録⁽⁶⁰⁾を推進するためのプログラムを立ち上げることも定められている。

また、マサチューセッツ州では、この法律の成立より早く、2018年6月、2003年以来となる社会科のスタンダード(「歴史と社会科学のフレームワーク」)の改訂が行われた。初等中等教育全学年を通じ、社会科の全教科についてシティズンシップ教育の要素が強化されている。学年段階ごとの学習内容を示すコンテントスタンダードに先立ち、プラクティススタンダード(「歴史と社会科学のプラクティススタンダード」)が置かれ、プラクティススタンダードでは、問いを立てて、情報源を検証し、エビデンスに基づく主張を行っていくこと等を含む、7つの手法(プラクティス)が示されている(表6参照)(61)。

^{(57) &}quot;Governor Baker Signs Bill to Promote Civic Education for Students," November 8, 2018. Mass.gov Website https://www.mass.gov/news/governor-baker-signs-bill-to-promote-civic-education-for-students; Sawchuk, op.cit. (53); Generation Citizen, Through an Action Civics Lens: Policy and Advocacy to Support Effective Civics Education Across the 50 States, p.18. https://generationcitizen.org/wp-content/uploads/2018/11/Through-an-Action-Civics-Lens.pdf

⁽⁵⁸⁾ ジェネレーションシティズン及びハーバード大学のデモクラティックナレッジプロジェクト (Democratic Knowledge Project) の協力の下、マサチューセッツ州初等中等教育局によりプロジェクト例等を示した教員のためのガイドブックが刊行されている。 Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education, Civics Project Guidebook: Guidance to Support Implementation of Chapter 296 of the Acts of 2018, an Act to Promote and Enhance Civic Engagement, October 2019. National Council for the Social Studies Website https://www.socialstudies.org/sites/default/files/2019 mass dese civics-guidance.pdf>

⁵⁹ Section 2, Chapter 71 of the General Laws (マサチューセッツ州一般法第71章第2条)

⁽⁶⁰⁾ アメリカでは、投票を行うためには有権者登録をしなければならない(ノースダコタ州を除く。)。事前登録は、連邦及び州の選挙権年齢である 18 歳になる以前に事前に登録(preregistration)しておく仕組みであり、要件は州により異なる。学校を基盤とした有権者登録等推進の取組については第Ⅳ章参照。"Preregistration for Young Voters: How Preregistration Works," February 12, 2019. National Conference of State Legislatures Website https://www.ncsl.org/research/elections-and-campaigns/preregistration-for-young-voters.aspx

⁽⁶¹⁾ Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education, *History and Social Science Framework: Grades: Pre-Kindergarten to 12, Massachusetts Curriculum Framework-2018*, pp.3, 23-25. http://www.doe.mass.edu/frameworks/hss/2018-12.pdf; Sawchuk, *op.cit.*(53)

表6 マサチューセッツ州の社会科プラクティススタンダード

プレ幼稚園から第12学年までの歴史と社会科学のプラクティススタンダード(抄)

1. 市民的知識、技能及び態度を示すこと

- ・市民的知識には、公民・政治、経済、地理及び歴史に関するコンテントスタンダードのコア知識を含む。
- ・市民的知的技能には、市民生活の問題を特定、評価、解釈、記述、分析及び説明する方法を知ることを含む。
- ・市民的参加技能には、議論しそれを裏付ける方法、選出議員や政府の代表者とコミュニケーションするために 政治過程を利用する方法、及び戦略的に市民的変革を計画する方法を知ることを含む。
- ・市民的態度には、他者への尊敬、平等への献身、傾聴する能力及び他者に分かりやすくコミュニケーションする能力のような、価値、美徳及び行動を含む。

2. 焦点を絞った質問又は問題設定を行い、問いかけを行うこと

歴史及び社会科学において焦点を絞った調査のための問いを作成する、又は、特定の政策課題の諸側面を明確にする能力は、これらの教科を学ぶ際の要である。生徒は、社会科学の各分野には問いを規定する独自の方法があることを学ぶ。

3. 多様な一次及び二次情報源から情報及びデータを組織化すること

調査者である生徒は、様々なオンライン、印刷物その他の情報源から情報を集め組織化する。歴史及び社会科学分野では、情報源が一次であるか二次であるかに細心の注意を払う。一次情報源とは、調査対象時期に書かれた又は作成された記録であり、直接体験に基づく説明であると考えられる。二次情報源は、一次情報源に基づく後の説明又は解釈である。しばしば生徒は、議論を形成する際に一次と二次の情報源を共に使用するが、これは、それぞれの情報源が異なる種類の情報を提供するからである。

4. それぞれの情報源の目的と視点を分析すること; 意見と事実を区別すること

識別力と批判力のある読者となるために、生徒は、多様な視点を示す読物に触れる必要がある。彼らは、文書の目的及び著者の視点を特定できなければならない。

5. それぞれの情報源の信頼性、正確性及び関連性を評価すること

オンラインの情報源を用いて問いを調査する生徒は、しばしば大量過ぎる資料に行き当たり、その中には矛盾するものもある。洞察力のある懐疑的な情報消費者であるための能力は、大学、職業生活において及び市民として不可欠な技能である。生徒は、小学校在籍時より、情報源を評価、確認及び引用する方法及び理由を学ぶ必要がある。

6. 正当な論理とエビデンスを用い、結論について議論又は説明すること

議論又は説明が強固であるためには、考えを論理的に展開し、反論を認知し、信頼できる裏付けとなるエビデンスを使用することが求められる。効果的な議論と説明はしばしば文章だけでなく、写真、地図及び定量データの表示のような厳選された関連の視覚的要素を含んでいる。生徒が、課題、目的及び聴衆に応じたプレゼンテーションをする能力と質問対応する能力は、市民的参画のための重要な技能である。

7. 次のステップを決定し、必要に応じた、情報に基づく行動をとること

歴史及び社会科学教育の主目標の1つは、市民生活への参画を可能にする知識及び技能を用いた実践の機会を 生徒に与えることである。こうした機会の例には以下が含まれる。

- ・教室での討論、小論文、研究論文その他の調査成果の形で、問い又は問題を探究すること
- ・ソーシャルメディア、投書、公共の場での口頭プレゼンテーション、又はコミュニティサービス学習プロジェクトを通し、教室外で公共政策に関する対話を行うこと

(出典) Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education, *History and Social Science Framework: Grades Pre-Kindergarten to 12, Massachusetts Curriculum Framework-2018*, pp.23-25. http://www.doe.mass.edu/frameworks/hss/2018-12.pdf> を基に筆者作成。

Ⅳ 問題と議論

1 シティズンシップ教育をめぐる論争とアクションシビックス

シティズンシップ教育のアプローチに関しては、大きく2つの異なる考え方があることが指摘されており、これは主張者の政治的、党派的な立場とも関連したものになっていると言われている。1つは、講義中心に知識習得に重きを置いて、社会の規範を重視するより保守的なアプローチであり、もう1つは、市民的技能と態度を学ぶための体験を重視し、改革志向を涵養

するより進歩的なアプローチである⁽⁶²⁾。いずれの立場も、必ずしも、知識だけ、体験だけという主張ではなく、近年は、前述の「実証済みの手法」のような包括的な取組も行われている。

体験を重視する手法の中で、近年注目されているのが、アクションシビックスと呼ばれるものである。以前から行われてきた伝統的なコミュニティサービス活動に対し、単に活動を行うということではなく、それを教室でのアカデミックな授業、教科と関連付けて、統合的に実施している場合に、サービスラーニングと称されることが多い(63)。アクションシビックスという用語は、元々特定の団体等により、こうしたサービスラーニング的なものに言及する際に用いられてきたと指摘されており、サービスラーニングでは政治的なものとの関わりを避ける傾向があるのに対し、アクションシビックスでは、特に、市民性の発達や問題解決のために政策に影響を及ぼす活動が重視されていると言われる(64)。内容面では、統一的な価値観の醸成や基本原理の理解等よりも、多様性、地域主義や行動することが強調される傾向があり、具体的な活動プログラムとしては、地方選挙関係の取組、選出議員との交流、コミュニティオーガナイジング(住民組織化)活動なども含まれている(65)。

アクションシビックスを推進・支援している代表的団体の1つであるジェネレーションシティズンは、詳細なカリキュラムを有する一学期間全体にわたるコースを学校に提供している。取り上げられる問題はギャングの暴力、公共交通、若者の雇用などの生徒に直接関わりの深いテーマであり、生徒は、問題の原因を調べ、行動計画を作成し、コミュニティに実際に参画し、学期の最後にこれらの取組についてプレゼンテーションを行う(66)。

アクションシビックスの考え方は、推進団体の枠を超えた広まりを見せており、前述のマサチューセッツ州のシティズンシップ教育振興法にも影響を与えていると言われている⁽⁶⁷⁾。一方、アクションシビックスの取り上げるテーマが進歩的、リベラルな関心のものになる傾向があること、学校におけるシティズンシップ教育の限られた授業時間数の中で知識の習得が犠牲になること等を挙げて、特に保守的なアプローチを支持する立場からの批判も多い⁽⁶⁸⁾。また、体験的手法は教師の力量、熱意に成否がかかっており、こうした手法を州や学区レベルで一律に課すことについて疑問視する意見もある⁽⁶⁹⁾。

⁽⁶²⁾ Wolfgang Althof and Marvin W. Berkowitz, "Moral Education and Character Education: Their Relationship and Roles in Citizenship Education," *Journal of Moral Education*, vol.35 no.4, December 2006, pp.501-507; Carole L. Hahn, "Education for Citizenship and Democracy in the United States," James Arthur et al., eds., *SAGE Handbook of Education for Citizenship and Democracy*, SAGE Publications Ltd, 2008, p.265; Frederick Hess and Matthew Rice, "Where Left and Right Agree on Civics Education, and Where They Don't," *Education Next*, March 25, 2020. https://www.educationnext.org/where-left-right-agree-civics-education-where-they-dont/

⁽⁶³⁾ Althof and Berkowitz, ibid., p.506.

⁽⁶⁴⁾ Levine and Kawashima-Ginsberg, op.cit.(34), p.5.

⁽⁶⁵⁾ Levine and Kawashima-Ginsberg, op.cit.(5), p.9.

⁽⁶⁶⁾ Sarah Shapiro and Catherine Brown, "A Look at Civics Education in the United States," *American Educator*, Summer 2018. https://www.aft.org/ae/summer2018/shapiro_brown; "Our Curriculum." Generation Citizen Website https://generationcitizen.org/our-programs/our-curriculum/

⁽⁶⁷⁾ Sawchuk, op.cit.(53); Generation Citizen, op.cit.(57), pp.4, 9.

⁽⁶⁸⁾ Hess and Rice, op.cit.(62)

⁽⁶⁹⁾ Levine and Kawashima-Ginsberg, op.cit.(5), p.15.

2 メディアリテラシー教育への期待

(1) メディアリテラシー教育の効果

メディアリテラシーについて、全米メディアリテラシー教育協会(National Association for Media Literacy Education)は、あらゆるコミュニケーション形態を用いての、アクセスし、分析し、評価し、作成し、及び行動する能力であると定義しているが「70」、メディアリテラシーの概念は学際的であり、一義的な定義が存在するわけではない。とはいえ、あらゆるメディアにはバイアス(傾向)やフィルター(選別)が内在されており、情報に対するクリティカルシンキング(批判的思考)が基本となることなどの認識は共有されていると言われている。そして、インターネット上のフェイクニュースや信頼できない情報が大きな問題となる中で、メディアリテラシーの中でも、デジタルリテラシー、そして特にシティズンシップ教育と密接な関係にあるニュースリテラシーの重要性が増大しているとされる「71」。

カリフォルニア大学のカーン(Joseph Kahne)教授等が15歳から27歳までの若者を対象に行ったソーシャルメディアの情報の正確性判断に関する調査では、メディアリテラシー教育が、政治参加に係る情報の正確性を判断する能力の向上に寄与し得ることが示されている。この調査によると、党派的な主張に関する事実の正確性判断には、事実が正確か、エビデンスがあるか否かということとともに、判断の当事者である若者の信条が影響しており、後者の影響の方が大きい。そして、むしろ、政治に関する高水準の知識を有する者ほど、そうでない者と比べ、自らの信条に合致しない情報を不正確であると認識する傾向が見られたという。一方、高水準のメディアリテラシー教育を受ける機会があった者は、自らの政治的志向の影響を受けはするものの、こうした機会がなかった者と比べ、事実の正確性に依拠して判断する傾向が強いことが明らかであった(72)。

この調査のように、メディアリテラシー教育の効果については肯定する研究成果がある一方、メディアリテラシーの定義が曖昧であり、また、厳格な手法を用いた研究は限られていることから今後の研究が待たれる状況にあるということも指摘されている(73)。

(2) 取組状況

各州に対しメディアリテラシー教育に関する立法化を働きかけている団体であるメディアリテラシーナウが 2019 年末に州法での導入状況を調査した結果によると、14 の州が関連の法律を有しているとされている。ワシントン州は、2016 年、同団体によるモデル法案を最初に導入した州であり(SB6273)、これにより設置された専門家会議での検討を経て、2017 年、カリキュラム中でのメディアリテラシー教育の実施状況調査やメディアリテラシー関連資料のインターネットポータルを設置すること等の内容を含む新たな法律 (SB5449) を成立させている。また、2019 年に成立したテキサス州の法律 (SB11) は、各学区に対し、そのカリキュラムにデジタル

^{(70) &}quot;Media Literacy Defined." National Association for Media Literacy Education Website https://namle.net/publications/media-literacy-definitions/

⁽⁷¹⁾ Alice Huguet et al., *Exploring Media Literacy Education as a Tool for Mitigating Truth Decay*, RAND Corporation, 2019, pp.x-xi, 3-4, 14-15, 19, 42-43. https://www.rand.org/pubs/research_reports/RR3050.html

⁽⁷²⁾ Joseph Kahne and Benjamin Bowyer, "Educating for Democracy in a Partisan Age: Confronting the Challenges of Motivated Reasoning and Misinformation," *American Educational Research Journal*, vol.54 no.1, February 2017, pp.25-27. https://journals.sagepub.com/doi/pdf/10.3102/0002831216679817

⁽⁷³⁾ Huguet et al., op.cit.(71), pp.xiv, 55-57.

シティズンシップ教育を含むことを義務付けている。同法において、デジタルシティズンシップとは、あらゆるデジタルコミュニケーションの形態にアクセスし、分析し、評価し、作成し、行動する能力を含む、適切で責任ある健全なオンライン行動の規範であると規定されている(74)。

学区や学校においてメディアリテラシー教育が実施される際には、大学や民間団体により学校向けの様々なカリキュラムが作成され、提供されている。例えば、民間団体ニュースリテラシープロジェクト(News Literacy Project)のニュースリテラシー向上のためのカリキュラムは、独立のコースカリキュラムとしてだけではなく、社会科等学校の既存の教科カリキュラムを補完する形でも導入できる設計となっている。教師向けにオンラインとオフラインでの研修の機会が用意されており、また、生徒のためのオンライン双方向プラットフォーム Checkology では、ソーシャルメディアやニュースサイトの事例を用いて、生徒の情報源の信頼性識別能力の向上を図ることができるとされている(75)。

3 若者の投票率向上と学校の役割

若者の低い投票率などを背景に、ハイスクール在学中の若者の投票率を上げるための様々な 取組が各州で実施されている。ここでは、学校と関連する取組を取り上げる。

多くの州がハイスクールにおける有権者登録⁽⁷⁶⁾支援等に関する州法や州規則の規定を有しており、学校への登録所や副登録官の配置、学校での登録用紙配布のほか、登録・投票手続の説明、イベントや模擬選挙などが行われている。また、ほとんどの州において、18歳未満の生徒に選挙の際の投票所係員になることが認められている。州によって年齢等の要件や内容は異なっているが⁽⁷⁷⁾、例えばカリフォルニア州では、16歳以上で成績評定が4段階中2.5以上の生徒に資格があり、民主主義の過程を直に学べることに加え、サービスラーニングとしてハイスクールでの単位取得につながり得ること、大学奨学金申請書類に記載できること、日当が支給されることなどが生徒にとってのメリットとされている⁽⁷⁸⁾。

また、有権者登録を州によるハイスクール最終学年優等表彰の要件の1つとしている州などもある(ジョージア州) $^{(79)}$ 。新しい立法動向としては、イリノイ州において、2020年1月23日に成立した法律(SB1970)により、投票のための学校欠席(2時間を上限)が認められた $^{(80)}$ 。

^{(74) 14} 州は、カリフォルニア、コロラド、コネチカット、フロリダ、イリノイ、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー、ニューメキシコ、オハイオ、ロードアイランド、テキサス、ユタ、ワシントンである。なお、この調査は、メディアリテラシー、デジタルシティズンシップといった用語を含む法律に対象を限定している。*U.S. Media Literacy Policy Report 2020: A State-by-State Survey of the Status of Media Literacy Education Laws for K-12 Schools*、Media Literacy Now, January 2020, pp.10-16. https://medialiteracynow.org/wp-content/uploads/2020/01/U.S.-Media-Literacy-Policy-Report-2020.pdf

⁽⁷⁵⁾ Huguet et al., *op.cit.*(71), pp.97-98; Jeffrey and Sargrad, *op.cit.*(48); "What is Checkology?" Checkology (News Literacy Project) Website https://get.checkology.org/what-is-checkology/

⁽⁷⁶⁾ 前掲注(60)参照。

^{(77) &}quot;State Policies and Statutes that Support Growing Voters," March 5, 2020. CIRCLE Website https://circle.tufts.edu/latest-research/state-statutes-support-growing-voters

^{(78) 2016} 年の募集パンフレットによると、事前研修があり、当日は、朝 6 時から夜 9 時半まで、投票所開閉設、投票者支援、開票作業などを行っている。Cal. Elec. Code § 12302; *Student Pollworker Program* [2016]. Los Angeles County Registrar-Recorder/County Clerk Website https://www.lavote.net/documents/student-pollworker-brochure.pdf

⁽⁷⁹⁾ Ga. Comp. R. & Regs. 160-4-2-.23 (Georgia Scholar Program)

^{(80) &}quot;State Policies and Statutes that Support Growing Voters," op.cit.(77)

一方、学校による投票支援活動が過度に行われるときには、学校や教師が生徒に党派的な影響を与えようとしているのではないか等として問題視される場面も生じる。2020年の大統領選挙予備選挙において、ノースカロライナ州の学区では、投票過程に関する指導や議論を含むシティズンシップ教育の一環の社会科見学として、生徒を早期投票所にバスで引率した。参加者は、希望する、投票資格のある生徒であり、授業履修者には限られていない。これについて、このような措置がなければ投票所への交通手段がなかった者も含め、多くの生徒が初めての投票に自信を持って臨むことができたと評価する声がある一方、授業時間が無駄に使用された、特定の候補者への投票を強いられたのではないか等、コミュニティから批判する意見も出される事態となった。こうした学校による投票所への生徒の引率は他の地域で以前から行われ、問題になっている場合もあり、テキサス州においては、2018年、州司法長官が、「教育目的を欠く場合」には投票所への輸送のための学区の公金支出は違法であるという公式見解(official, nonbinding opinion)を示している⁽⁸¹⁾。

おわりに

シティズンシップ教育が連邦法の下で周辺的な位置付けであるという状況に変わりはないものの、この10年余りの間に民間機関や団体による様々な働きかけがあり、州レベルでの立法や新しいスタンダードの導入も進められている。こうしたシティズンシップ教育への関心の高まりと再生へ向けた動きの背景には、現代の若者が大量の信頼性の低い情報にさらされる一方で、政治的分断が進む社会の中で多様な視点を学ぶ機会を持ち得ていないことへの危機感などが存在している。

2020年は大統領選挙の年であり、選挙をめぐるネガティブな情報キャンペーンの激化が予想され、また既存の体制は機能していないと考える若者の動向も注目されている。さらに新型コロナウイルスの社会経済、そして政治への影響は大きく、ミネソタ州の黒人男性死亡事件に端を発したデモの過激化⁽⁸²⁾など、アメリカの民主主義は大きな危機に瀕しているように見える。一方、新型コロナウイルスの蔓延で学校は休校となり、いつ本来のカリキュラムに戻れるのか不透明な情勢である。

市民として必要な知識、技能を有し、「他者への尊敬、平等への献身、傾聴する能力及び他者に分かりやすくコミュニケーションする能力」(83)といった市民的態度を持つことは今こそ必要とされているのであろう。しかし、未曽有の事態の中、近年高まっていたシティズンシップ教育への関心が今後同じように継続するのか不透明である。

(ろーらー みか)

⁽⁸¹⁾ Sarah D. Sparks, "How States and Schools are Working to Grow Young Voters," *Education Week*, March 6, 2020; Aliyya Swaby, "Texas attorney general says it's illegal for schools to bus kids to polling places," *Texas Tribune*, January 17, 2018; "GCS Student Voters Experience Democracy in Action," February 18, 2020. Guilford County Schools Website

^{82) 「}米、深まる社会分断、デモ、60年代の公民権運動並み、試練の民主主義」『日本経済新聞』2020.6.2.

^{83) 「}表6 マサチューセッツ州の社会科プラクティススタンダード」参照。

別表 マサチューセッツ州のシティズンシップ教育に関する法律(一般法第71章第2条)

第2条: 公民及び歴史

- (a) 全ての公立学校において、アメリカ合衆国の歴史及び公民を含む社会科学は、市民的奉仕及びそのより深い知識を促進し、市民的義務のために生徒を道徳的及び知的に備えさせるために、必履修科目として教授されるものとする。第69章第1D条が求める歴史と社会科学のアカデミックスタンダードにおける指導には以下が含まれる: (i) アメリカ合衆国の歴史; (ii) 権利章典を含む合衆国憲法; (iii) 独立宣言; (iv) 州憲法; (v) 地方の歴史及び政治; (vi) 地方、州及び連邦政府部門の機能及び構成; (vii) 民主国家における市民の役割及び責任; (viii) 歴史及び公民に関する印刷及びデジタルメディアにアクセスし、分析し、評価する技能の育成; (ix) 権利をはく奪されてきた有権者に関連するコミュニティの多様性並びに有権者登録及び市民的参画の歴史的動向; (x) 権力、経済状態及び民主主義における公益に関する問題を特定し、議論する機会; 並びに(xi) 適切な作法並びに国旗の正しい使用及び掲揚、選挙過程に参加することの重要性並びに 4 U.S.C. sections 7 から 9 [国旗に関する合衆国法典の規定] の規定を含む、しかしこれに限られないアメリカ合衆国の国旗、及び 36 U.S.C. section 301 [国歌に関する合衆国法典の規定] に関するプログラム
- (b) 初等中等教育局は、歴史と社会科学のフレームワークに関し教員に専門能力養成機会を提供し、第29章第2CCCCC 条により設置される公民プロジェクトトラストファンドの十分な資金を条件として、学区の実施過程を支援するためにフレームワークに沿ったツールを作成するものとする。同局からの追加の支援及びアウトリーチには、公民教育を支持するエビデンスに基づく優良事例を学区及び関係者が評価し、共有し、同局にフィードバック及び推奨を行う機会を含む、全州及び地域の研修、会合又は会議が含まれ得る。
- (c) 第8学年の生徒を有する各公立学校及び各公立ハイスクールは、生徒主体の、非党派的な公民プロジェクトを1つ以上、各生徒に課すものとする; ただし、各プロジェクトは、第69章第1E条に従い[初等中等]教育委員会が採択した歴史と社会科学のカリキュラムフレームワーク及び初等中等教育委員会が公布した規則により課されている構造化された学習時間要件と一貫性を持つものとする。公民プロジェクトは一人、少人数グループ又はクラス全体によるものでもよく、生徒の学校又はコミュニティに影響する問題を含む、生徒の(i)複雑な問題を分析することができる; (ii) 異なる視点を考慮することができる; (iii) 論理的に考え、論理的に議論し、正当なエビデンスで主張を裏付けることができる; (iv) 反対の立場の者と市民的対話を行うことができる; (v) 連邦、州及び地方の政策の関連性についての理解を示すことができる力を促進するよう企図することが可能である。特定のグループにもクラス全体のプロジェクトにも参加しないことを選択する生徒には、校長の承認の下で、個人で公民プロジェクトを進める機会が与えられるものとする。
- (d) 予算割当てを条件として、同局は州公民チャレンジを設立し、実行ガイドラインを策定するものとする。同チャレンジには公立学校第8学年の全ての生徒が参加することができ、市民的参画、市民性及びコミュニティサービスに対する理解を促進し、実証する生徒主体の公民プロジェクトを紹介するものとする。同局は、同チャレンジ設立のため、大学、総合大学、博物館、図書館その他類似の非営利機関と提携することができる。
- (注) 「] 内は筆者による補記である。
- (出典) ALM GL ch. 71, § 2 を基に筆者作成。